

## ◆特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律に係る関係省令改正案等への御意見等に対する考え方

※御意見等に対する考え方に記載の用語は、改正法の用語の定義に従って記載しています。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
1	指針 1.	フロン類を「廃絶することを目指す」という表現に加え、「2050年までに排出ゼロに向け」といった文言を追加し、具体的な目標年を明示すべき。 【同旨意見がその他2件】	平成24年6月の中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、平成25年3月の中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会・産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会報告書「今後のフロン類等対策の方向性について」(以下「旧合同会議報告書」という。)においては、「今後の技術開発の動向に左右される部分はあるものの、当合同審議会においても、当該想定に留意しつつ、当面の目標としては、今後見込まれるHFCの排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」とされています。本指針においては、上述の旧合同会議報告書における方針を踏まえ、フロン類の段階的な削減を着実に進め、中長期的にフロン類を廃絶することを目指すこととしています。
2	指針 1.	「ノンフロン」を、CO2やアンモニア、炭化水素、水、空気など「フッ素化合物ではない」と定義し、「ノンフロン」への転換を優先的に推進すべき。 【同旨意見がその他1件】	改正法においては、オゾン層保護及び地球温暖化防止の観点から、クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和63年法律第53号)第2条第1項に規定する特定物質であるもの並びにハイドロフルオロカーボンのうち地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項第4号に掲げる物質を「フロン類」と定義(第2条第1項)し、その大気中への排出を抑制するための措置が規定されています。同法の趣旨に照らし、同法の対象である「フロン類」と定義されないものを使用した製品を、「ノンフロン製品」と総称しています。
3	指針 1.	「ノンフロン、低GWP化」との一括りの表現は現場に誤解を招くので、「ノンフロン製品、あるいは、低GWP化製品」という、より正確な表現を用いるべき。	2.(2)に記載のとおり、ノンフロン化と低GWP化は異なるものであることを明確にしつつ、「ノンフロン・低GWP化」と略称することを明記しています。今後の改正法の周知に際しては、表現方法などについて留意します。
4	指針 1.	目指すべき姿の「減少に転換させることを含め」の後に、「経済性に配慮しつつ」の文言を挿入すべき。	環境と経済のバランスをとることは重要と考えており、3.(2)①ウにおいて指定製品の製造業者の判断の基準における目標値は「経済性」に留意すること、また同(3)②において管理者の判断の基準における定期点検の実施については「中小事業者に過度の負担とならないよう配慮し」として、経済性に配慮することとしています。
5	指針 1.	「低GWP」について、地球温暖化係数(GWP)を10以下とするなど、明確に定義づけるべき。 【同旨意見がその他2件】	フロン類使用製品ごとにGWP値の異なるフロン類が使用されていることから、現在使用されるフロン類より相対的にGWP値が低減される場合を「低GWP」と表現することとしています。
6	指針 2.(1)	フロン類の新規製造抑制に貢献する再生の利用を推進するため、再生品のユーザーへのサポートが必要。	フロン類の再生は、①ユーザーの費用負担軽減を通じた回収率向上、②再生品利用による新規製造・輸入フロン類の削減、③破壊に比べて必要エネルギー量が少ないことによる、エネルギー起源温室効果ガスの排出抑制、④フッ素資源の有効活用観点から、有効なものと考えています。一方、再生品においても、新規フロン類と同様の使用時漏えい排出抑制対策が必要であること、最終的にフロン類のフェーズダウンにつなげる必要があることに留意が必要です。このような点を踏まえて、今後の改正法の周知を行います。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
7	指針 2. (2)	<p>フロン類の製造業者等に対し、毎年フロン類の種類別、用途別の生産量、出荷量の情報を求め、生産から回収・破壊に至るまでの流れを正確に把握すべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>指針の「5. 施策の進捗状況の調査等」においては、環境省及び経済産業省は、法に基づく事業者の取組の進捗状況を含む、法の施行状況について定期的に調査及び評価し、その内容を公表することとしています。</p> <p>フロン類製造業者等の判断の基準及びその運用の詳細については、産業構造審議会製造産業分科会フロン類等対策ワーキンググループにおいて検討していますが、その中では、フロン類の製造業者等に対して、自らのフロン類使用合理化計画の実施の状況について、記録を行うとともに、毎年度終了後3か月以内に、改正法の報告徴収規定に基づき、主務大臣からの求めに応じて、前年度のフロン類出荷相当量及びその主要品目別内訳を報告することを求める方向で検討を進めています。</p>
8	指針 2. (3)	<p>「フロン類の管理の適正化を推進する」を、より管理を進めるため、「フロンの管理の強化を推進する」に訂正すべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>改正法第2条第9項において、特定製品の使用等に際しての当該フロン類の排出量の把握、充填、回収、再生、破壊その他の行為が適正に行われるようにすることにより、当該フロン類の排出の抑制を図ることを「管理の適正化」として定義しており、この定義に基づき記載しています。</p>
9	指針 3. (2)	<p>指定製品の製造業者等の判断基準の目標値は、製品出荷台数で加重平均した値ではなく、欧州のFガス規制のように、指定製品ごとに目標値を定め、その目標値を超えるフロン類を使用することは禁止すべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>改正法における指定製品の製造業者等の判断の基準にかかる措置のねらいは、我が国の指定製品製造業者等の高い技術力を核として、判断基準策定時に市場に存在する最も環境影響度の低い製品をベースとした基準を設定することにより、フロン類使用製品の環境影響度低減に向けたイノベーションを加速し、現在フロン類使用製品に用いられているフロン類をノンフロン・低GWP製品へ転換させることにより、フロン類の排出抑制を抜本的に進めていくことにあります。加重平均方式は、製造業者等の創意工夫をこらした研究開発を促し、製造業者等同士が競い合いながらより環境影響度の低い場合によっては目標値よりも低い製品を開発するインセンティブに繋がるため、適当な方式であると考えます。</p>
10	指針 4. (1)②	<p>全てのノンフロン製品が、ライフサイクルやその普及を通じて最も地球温暖化対策に貢献するとは限らないため、「また、ノンフロン化を達成した製品群については、その状態を維持する。」の文章を削除すべき。</p>	<p>改正法は、オゾン層の保護および地球温暖化の防止に積極的に取り組むことが重要であることに鑑み、指定製品の製造業者等に対しては、フロン類の製造業者及びフロン類使用製品の管理者と連携し、安全性、経済性、性能(エネルギー消費性能を含む)等を確保したノンフロン製品及び低GWP製品の技術開発及び商品化を行うように努めることを求めています。現にフロン類からノンフロンに転換した製品については、安全性、経済性、性能(エネルギー消費性能を含む)等を確保し、ライフサイクル全般を通じた地球温暖化の防止に寄与することが可能となった製品であると考えられることから、そのような観点からもその状態を維持することが重要であると考えます。</p>
11	指針 4. (1)③	<p>特定製品の製造業者等が開示する情報として、フロン類の充填量や製品での漏えい防止策、回収の容易さ等を、特定製品を使用者が選択する際の必須の情報と位置づけるべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>特定製品については、改正法第87条においてフロン類のみだり放出の禁止、法に基づく回収の義務があること等について表示することとされており、加えて、本指針においては、特定製品の製造業者等に対して、フロン類の充填量の低減、一層の漏えい防止、回収のしやすさなどに関する情報を開示し、使用者がこれらの情報を活用できるよう努めることを求めています。あわせて、管理や回収義務等については、国においても今後の改正法の周知の際に改めて徹底を図ります。</p>
12	指針 4. (2)①	<p>「ノンフロン製品」と「低 GWP 製品」を同等に扱って普及を促進すべきではないため、これが明らかとなるよう修正すべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>フロン類使用製品の種類によっては技術的課題等によりノンフロン製品が上市されていない製品も存在し、そのような中でも可能な範囲でより温室効果の低い低GWP製品への転換を促すことが重要と考えています。</p> <p>一方、ノンフロン製品が上市されている場合にはノンフロン製品の導入を推進する必要があることから、指針4(2)①中の「ノンフロン製品又は低 GWP 製品が上市されている場合には」は「ノンフロン製品が上市されている場合はノンフロン製品、その他の場合は上市されているもののうち最もGWPが低い製品について」に修正します。</p> <p>いただいた御意見については今後の支援策等の検討、周知において参考とします。</p>

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
13	指針 4. (2)②	<p>再生意義を知らしめる手段として、冷媒使用量の報告上、新規生産品と区別して報告するようすべき。具体的な数量ベースでの貢献がわかると同時に、ガスメーカーでの製造抑制との相関関係を確認し、また、補充におけるフロンガス新規参入業者からの出荷量捕捉にも有効である。</p> <p>【同旨意見がその他2件】</p>	<p>管理者によるフロン類算定漏えい量報告は、フロン類の漏えい量を直接把握することは困難であることから、フロン類の整備時充填量及び整備時回収量からフロン類の漏えい量を算定し、報告させることを通じて、管理者の管理意識を高め、自主的な改善努力を促すことを目的としております。充填するフロン類が再生品である場合でも、フロン類の漏えいを生じさせていることには変わりなく、また再生品を区別することによる報告に要する事務負担も増大することから、算定漏えい量報告において再生品を区別することは適当ではないと考えられます。</p> <p>一方、フロン類の再生は、①ユーザーの費用負担軽減を通じた回収率向上、②再生品利用による新規製造・輸入フロン類の削減、③破壊に比べて必要エネルギー量が少ないことによる、エネルギー起源温室効果ガスの排出抑制、④フッ素資源の有効活用、の観点から有効なものと考えられます。</p>
14	指針 4. (4)②	<p>ステッカーの使用等により、「フロン見える化」を推進することを記述すべき。</p>	<p>改正法第87条に基づく特定製品に係る表示や改正法第14条に基づく指定製品に係る表示に関し、フロン類使用製品におけるノンフロン・低GWP化が一目で分かるよう、ラベリング制度の構築や関連の普及啓発を検討しています。これまでの見える化の取組に加え、転換状況の可視化を通じて、よりノンフロン・低GWP製品への転換が進むよう取り組みます。このため、指針(案)の4(4)④を「ノンフロン製品及び低GWP製品に係る……人材の育成、表示の充実並びに普及啓発を行い、」に修正します。</p>
15	指針 4. (4)④	<p>ノンフロン製品の技術開発を進め、低GWP製品と同等程度の低コスト化を図ることを記述すべき。</p>	<p>資料1の4. (4)④に記載のとおり、ノンフロン製品及び低GWP製品等の技術開発の支援及び導入の補助等について環境省及び経済産業省において現在も支援を行っており、今後も必要な政策支援について検討します。</p>
16	指針 4. (4)⑦	<p>高圧ガス保安法の規制改革について、炭化水素やCO2、アンモニアなど自然冷媒の規制の見直しや新たな基準設定を優先的に行ない、それらへの転換を推進すべき。</p> <p>【同旨意見がその他3件】</p>	<p>高圧ガス保安法に係る冷凍空調機器への新冷媒の使用基準の整備については、平成25年6月14日の閣議決定「規制改革実施計画」に基づき検討が行われていると承知しています。引き続き、高圧ガス保安法が目的とする高圧ガスによる災害防止や公共の安全を確保されることを前提にしつつ、ノンフロン・低GWP製品の普及が進むよう、高圧ガス保安法の担当部署と連携し、必要な検討を進めます。</p>
17	指針 4. (4)⑦	<p>CO2を冷媒とした機器が上市されているヒートポンプ給湯器については、高圧ガス保安法に関する規制改革において、HFC-32等のガスを円滑に使用できるようにするための検討の対象からは除外すべき。</p> <p>【同旨意見がその他1件】</p>	<p>当該記載は、高圧ガス保安法に係る冷凍空調機器への新冷媒の使用基準については、平成25年6月14日の閣議決定「規制改革実施計画」に基づき検討されているところ、検討は当該機器の種類ごとに行われているものではありません。なお、本指針においては「ノンフロン化を達成した製品群については、その状態を維持する」ことを明記しています。</p>
18	指針 4. (4)⑦	<p>HFC-1234yf及びHFC-1234zeと記述されているところ、HFO-1234yf及びHFO-1234zeとすべき。</p>	<p>気候変動に関する政府間パネル(IPCC)第5次評価報告書における表記を踏まえ、「HFC-1234yf」及び「HFC-1234ze」としていますが、御意見も参考としつつ、今後法制的な観点から検討します。</p>

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
19	指針 4. (4)⑦	<p>高圧ガス保安法の適用を受ける冷凍空調機器については、第一種特定製品の管理者の判断基準等について適用除外とする又は同法との関連を考慮した制度設計とすべき。 【同旨意見がその他4件】</p>	<p>高圧ガス保安法における製造行為は安全上の観点から規制されていることに対して、改正法では、不適切な充填による漏えいの防止、整備不良機器を修理することなく繰り返し充填することによる漏えいの防止等の観点から、新たに充填の基準を定め、また、充填業を行おうとする者は「第一種フロン類充填回収業者」として都道府県知事の登録を受けることとしており、高圧ガス保安法と異なる観点からの措置となっており重複はないものと考えています。</p> <p>また、高圧ガス保安法では、ガスの種類ごとに一定の冷凍能力の規模の事業者に対して事故等が発生した場合届出義務を課していますが、これは、規制当局として、事故等の発生状況、原因等の調査や冷凍に係る高圧ガスに関する災害を防止するために行うものです。一方、本法ではフロン類の漏えい量の把握を通じて、管理者のフロン類の使用に係る管理意識を高め、自主的な改善努力を促すことを目的とするため、高圧ガス保安法の事故届出とは趣旨が異なると考えています。なお、本法における算定漏えい量報告制度においては、算定漏えい量が1000トン-CO2未満の場合は国への報告の義務はありません。</p>
20	指針 4. (4)⑨	<p>管理者の先進的な取組を適正に評価する仕組みづくりを進めることを明記すべき。</p>	<p>御意見を踏まえ、指針案4(4)⑨中「取組が評価される環境づくり」を「取組が適正に評価される環境づくりに」修正します。</p> <p>また、今後、全国において改正法の趣旨等を理解していただくため、幅広い事業者を対象に説明会等を実施する予定です。さらに、フロン類対策に積極的に取り組まれた事業者等に対する表彰制度として「オゾン層保護・地球温暖化防止大賞(環境省・経済産業省後援)」があり、今後も優れた取組が評価される仕組みづくりを検討します。</p>
21	指針 (その他)	<p>フロン類の回収や機器の使用時の管理は実効性を担保することが難しく、また、多大なコストを必要とするものであるため、フロン類の廃絶を目指すべき。</p>	<p>フロン類の排出を抑制するためには、冷凍空調機器をはじめとするフロン類使用製品について、現在用いられている温室効果の大きいHFCからフロン類代替物質への転換を進めることが根本的な解決手段となるため、改正法においては、フロン類の製造業者等及び指定製品の製造業者等に対して主務大臣が判断の基準を定め、フロン類の使用の合理化を推進することとしています。他方、短期的には、市中に存在している特定製品からの使用時の漏えいが多いこと等から、フロン類の大気中への排出を可能な限り抑制することが重要であると考えます。</p>
22	改正法施行規則 (勧告及び命令の対象)	<p>第一種特定製品の管理者に対する勧告及び命令の対象となる要件を、冷凍空調機器の圧縮機に用いられる電動機の定格出力の一店舗あたりの総計が7.5kW以上とすべき。 【同旨意見がその他1件】</p>	<p>定期点検の対象機器の範囲については、漏えい発生時の環境影響及び点検に係る経済的負担を考慮し、我が国の第一種特定製品使用時のフロン類漏えいによる排出量の過半を占める機器が対象となるよう定めることとしています。これは指針3. (3)②に規定されるとおり、フロン類の充填量が多い機器及び使用時における漏えいのリスクが高い機器を対象とし、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮しつつ定期的な点検の実施を求めるとされていることと整合的であり、適当な措置と考えています。</p> <p>また、一般的には定期点検を行った方が、冷媒漏えいによる不足分の冷媒充填コストと電気代の増加分の軽減によるコストメリットが生じるため、御指摘のような状況にはならないと想定されます。</p>
23	改正法施行規則 (申請及び登録基準)	<p>充填回収業者の登録について、充填業又は回収業の区別をすべき。</p>	<p>充填行為に必要な機器は回収行為と同様の機器で対応可能なことから、充填業と回収業を区別せずに「第一種フロン類充填回収業」と規定しています。</p>
24	改正法施行規則 (申請及び登録基準)	<p>まじめに取り組んでいる人が損をするような結果を招かないよう、改正法の周知等を徹底すべき。 また、今後も充填は行わず、フロン回収のみを継続して事業として行いたいと考える者については登録についてどのように扱われるか、早めに示してほしい。</p>	<p>改正法の周知については、今後環境省及び経済産業省において全国各地で説明会を開催する予定としており、本法の適用を受ける事業者が着実に取り組めるよう環境整備を行います。</p> <p>また、改正法附則第6条第1項において現行法の第一種フロン類回収業者に係る経過措置を定めており、現に都道府県の登録を受けた第一種フロン類回収業者は現行法第9条第1項の登録を受けた日から5年間は改正法第27条第1項の登録を受けたものとみなすとしています。当該登録期間を経過した場合は、改正法第27条に定めるところにより登録の可否が判断されます。</p> <p>なお、充填回収業者の登録要件は従来と変わらないため、回収のみを業として継続することは可能です。</p>

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
25	改正法施行規則 (充填に関する基準)	第一種特定製品の新規設置時における充填量の考え方を明確に示すべき。	原則として、初期充填量とは、新たに機器を取得し、当該機器を設置する際にすでに工場において充填されていた量(プレチャージ量)及び当該機器を設置する際に充填した量(現場充填量)となります。具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
26	改正法施行規則 (充填に関する基準)	熱交換器などの機器を増設する冷凍空調機器の改造行為により、漏えい時に大気へ放出される量が増加するため、充填に先立つ確認事項として、「改造の有無」を追加すべき。	本法においては、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、冷凍空調機器の改造行為そのものを規制することは、法律の目的を超えるため適当ではありません。他方、冷凍空調機器の改造行為が原因となり冷媒の漏えいを生じている場合には、管理者の判断基準に基づき、フロン類の漏えい箇所を特定し、当該漏えい箇所について修理することを求めることとしています。
27	改正法施行規則 (充填に関する基準)	熱交換器などの機器を増設する冷凍空調機器の改造行為により、漏えい時に大気へ放出される量が増加するため、充填に先立つ確認の結果等に関する通知事項として「現状復帰の必要性」を追加すべき。	本法においては、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、冷凍空調機器の改造行為そのものを規制や原状復帰すべきことを規定することは、法律の目的を超えるため適当ではありません。他方、冷凍空調機器の改造行為が原因となり冷媒の漏えいを生じている場合には、管理者の判断基準に基づき、フロン類の漏えい箇所を特定し、当該漏えい箇所について修理することを求めることとしています。
28	改正法施行規則 (充填に関する基準)	熱交換器などの機器を増設する冷凍空調機器の改造行為により、漏えい時に大気へ放出される量が増加するため、改造されていることが確認された場合、原状復帰が確認されるまで充填を禁止すべき。	本法においては、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、冷凍空調機器の改造行為そのものを規制や原状復帰すべきことを規定することは、法律の目的を超えるため適当ではありません。他方、冷凍空調機器の改造行為が原因となり冷媒の漏えいを生じている場合には、管理者の判断基準に基づき、フロン類の漏えい箇所を特定し、当該漏えい箇所について修理することを求めることとしております。
29	改正法施行規則 (充填に関する基準)	フロン類充填回収業者による充填等に使用するフロン類の年度毎の購入累計と使用累計についての記録と都道府県知事への報告を制度化すべき。	第一種フロン類充填回収業者が行う改正法第47条に基づく記録及び都道府県知事に対する充填量等の報告について、虚偽の記録を作成、または虚偽報告等を行った場合は、改正法107条に基づき罰金に処するとしています。また、罰金以上の刑に処せられた場合は改正法第35条第1項第3号に基づき第一種フロン類充填回収業者の登録の取消しを行うこととしており、これらを適用することで虚偽報告があった場合であっても適切な対応が可能です。
30	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填に関する十分な知見を有する者について、その力量が発揮できるよう、その正当な評価がなされるとともに、冷凍空調機器について適正な管理が行われない場合の罰則等を明記すべき。	第一種フロン類充填回収業者は改正法第37条第3項に基づき主務省令で定めるフロン類の充填の基準に従って充填を行うことが義務づけられており、当該基準を遵守していないと認められるときは、改正法第49条第5項に基づき都道府県知事は基準を遵守すべき旨の勧告をすることができるとしています。また、勧告に係る措置をとらなかったときは勧告に係る措置をとるべきことを命令し、また、命令に違反した場合は改正法104条に基づく罰則が適用されます。これらの措置により、基準の遵守を求め、適切な充填が行われるよう指導します。
31	改正法施行規則 (充填に関する基準)	フロン類の漏えい又は故障等を確認したときに点検や修理が求められているところ、修理が困難な場合はこの限りでないとされているが、これは限定的とするとともに、例示を明確に示すべき。また、「経済的に困難」な場合も含まれるとされているが、明確な表現で示すべき。	御意見を踏まえ、「フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難な場所」を「フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所」と修正します。また、具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
32	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填回収業者による再生について、必要な設備要件を設けるべき。	フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第12条の2第2項において改正法第50条第1項ただし書きに規定する再生設備の要件を定めています。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
33	改正法施行規則 (充填に関する基準)	劣化した冷媒の充填を防止するため、再充填する冷媒の品質確認を求めるべき。関連の規格制定後は、当該規格への適合性を確認をすることを充填に関する基準として追記すべき。 【同旨意見がその他1件】	本法において、第一種フロン類充填回収業者に成分分析を義務づけることは適切ではないと考えますが、一般論としては、フロン類を冷媒として充填する前に、フロン類を販売する者が発行する証明書等を確認することにより、冷媒として使用することが適当な品質・性状を有しているかを確認することが望ましいと考えられます。
34	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填に関する十分な知見を有する者について、「冷媒フロン類取扱い資格者」以外の資格については、講習等を付加すべきという現在の内容は妥当と考える。 【同旨意見がその他1件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
35	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填に関する十分な知見を有する者について、一定の資格を有する者は相応の知識を有しているため、講習の受講は不要とすべき。 【同旨意見がその他2件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
36	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填に関する十分な知見を有する者として、自動車電気装置整備士については、自動車に関するものに限るべき。 【同旨意見がその他2件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
37	改正法施行規則 (充填に関する基準)	充填に関する十分な知見を有する者として、冷凍空調機器の製造業者が認定した者(サービスマン)も認めるべき。 【同旨意見がその他1件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
38	改正法施行規則 (充填に関する基準)	第一種特定製品に冷媒として充填しようとするフロン類の種類について、法目的に鑑み、製品銘版等に表示された冷媒よりGWPが小さい冷媒の充填は条件付きで認めることとすべき。	充填の基準における「冷媒の確認」は、機器に本来使用される冷媒と異なる冷媒を充填した場合に、当該製品が不具合・故障を生じることによって冷媒が漏えいすることを未然に防止する観点から定めています。特定のフロン類を冷媒として指定している製品に、指定冷媒以外の可燃性冷媒等をドロップインすることについては、当該製品の製造業者における安全性の確認が必要と考えます。他方、御指摘のとおり、安全性及び製品の故障等を生じさせないことが当該製品の製造業者により確認されている場合において、製品銘版等に表示されたフロン類より温室効果の低い冷媒への入れ替えることは環境影響度の低減に寄与すると考えられることから、以下のとおり修正し、省令又は運用の手引き等で記載します。 (修正内容) 第一種特定製品に冷媒として充填しようとするフロン類の種類については、下記のいずれかに該当することを確認すること。 ①改正法87条に基づき表示された当該第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の種類 ②上記①のフロン類よりもGWP値が低いものであって当該製品の製造業者等が当該製品に使用して差し支えないものとして指定した冷媒の種類 ※関連で、指定した冷媒等に関する管理者の承諾や当該冷媒が充填された機器の説明に関する規定を追記。
39	改正法施行規則 (充填に関する基準)	第一種特定製品の管理者が情報処理センターを使用しているか、第一種フロン類充填回収業者から確認することについて徹底すべき。	改正法第37条第2項において、第一種特定製品整備者は第一種特定製品の管理者が情報処理センターを使用しているかどうかについて、第一種フロン類充填回収業者に対して通知しなければならないとしています。今後の改正法の周知において、情報処理センターの活用等を促してまいります。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
40	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	充填証明書及び回収証明書の記載事項並びに関連の情報処理センターへの登録事項について、法人が管理者である場合の代表者の氏名の記載は不要とすべき。  【同旨意見がその他3件】	法人の名称が明らかであれば代表者氏名を求める必要性は必ずしもないと考えられることから、「法人の場合、代表者の氏名」は記載しないことと修正します。
41	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	充填証明書に記入する充填量は回収したフロン類の補充のため充填するものも含めて記入すると考えてよいか。また、回収証明書に記入する回収量は、後の補充の有無にかかわらず、回収した量全てを記入すると考えてよいか。	充填証明書及び回収証明書に記載する量は御意見のとおりです。また、具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
42	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	充填証明書について、第一種フロン類充填回収業者がその写しを一定期間保存することとすべき。	充填証明書及び回収証明書の写しの保存の有無に関わらず、第一種フロン類充填回収業者に対しては、改正法第47条第1項に基づき充填量及び回収量等の事項を記録し、これをその事業所に保存することを義務づけており、これにより同条第3項に基づく適正な報告は可能であると考えられます。
43	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	回収証明書について、第一種フロン類充填回収業者がその写しを一定期間保存することとすべき。	充填証明書及び回収証明書の写しの保存の有無に関わらず、第一種フロン類充填回収業者に対しては、改正法第47条第1項に基づき充填量及び回収量等の事項を記録し、これをその事業所に保存することを義務づけており、これにより同条第3項に基づく適正な報告は可能であると考えられます。
44	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	回収証明書と引取証明書を統一させるべき。	回収証明書は、第一種特定製品の管理者が行う算定漏えい量報告の基礎情報となり、また、廃棄時の引取証明書は第一種フロン類充填回収業者が確実にフロン類を回収したことを証明するためのものであり、それぞれ目的が異なることから、別々の証明書としています。
45	改正法施行規則 (充填・回収証明書)	情報処理センターのファイル記録事項の保存期間が5年となっているが、必要に応じて延長を可能とする等、管理者にとってメリットがあるような内容とすべき。	充填証明書及び回収証明書は、管理者がフロン類算定漏えい量を事業所管大臣に報告するために必要な充填量等の情報を確実に把握するために交付されるものであり、フロン類算定漏えい量報告は証明書交付の翌年度に行われることから情報処理センターにおける長期間の記録保存義務づけは不要であること、また、充填証明書及び回収証明書の登録数は全国で相当数となることが予想されることから、情報処理センターで取り扱う情報量の負荷を軽減するため、当該期間を設定しています。 なお、法第38条第2項(第40条第2項で準用)により、登録情報は管理者に通知されることとなっており、また、情報処理センターの指定要件等として『ユーザーが、その登録情報の引き渡しを希望する際に、不当な取扱いをせず、簡便に取り扱える状態で登録情報を提供すること(参考:第2回合同会議資料3 P14)』を求めていることとしておりますので、管理者側が第一種特定製品の管理のために必要な情報は管理者が取り扱いやすい状態で提供されることが想定されます。
46	改正法施行規則 (引渡義務の例外)	第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外として、許可申請で求められる第一種フロン類再生施設等の動作試験のために必要最小限の量に限って使用するために許可申請をしようとする事業者に渡す場合を位置づけるべき。	御意見を踏まえ、第一種フロン類充填回収業者の引渡義務の例外として、許可申請で求められる第一種フロン類再生施設等の動作試験のために必要最小限の量に限って使用するために、許可申請をしようとする事業者に渡し、試験後には適切に処理(破壊、フロン類充填回収業者への返却等)されることが確実である場合を位置づけるよう修正し、省令又は運用の手引き等で記載します。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
47	改正法施行規則 (引渡義務の例外)	充填回収業者の引渡義務の例外として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とされているところ、要件が追加されることで、全国的に認められることになるのか。	今般の当該規定の改正は、法改正により「再利用」の概念が整理され、新たに第一種フロン類再生業者が定義されたことを受けて、引渡義務の例外として都道府県知事が認める者(いわゆる省令7条業者)に引き渡す場合における「再利用」の位置づけを見直し、また、省令7条業者に引き渡されたフロン類の数量を正確に把握する観点から引き取ったフロン類の種類ごとの量等について保存すること、これらの量等について認定を行った都道府県知事に対して報告することを求めるものです。従って、全国的に統一の認定業者とするものではありません。
48	改正法施行規則 (引渡義務の例外)	充填回収業者の引渡義務の例外として都道府県知事が認める者に引き渡す場合とされているところ、例えば公共性の高い団体等については特に欠格が無ければ、どの都道府県でも統一性をもって認められるべき。	御意見に関する規定は、フロン類の破壊施設や再生施設の設置状況等の地域の実情を踏まえ、その必要性を含め、都道府県知事が認めるものとして例外的に定められています。
49	改正法施行規則 (充填回収業者の記録等)	充填回収業者の帳簿の記載事項について、当該充填に係る第一種特定製品整備者の氏名とされているところを、第一種特定製品整備者の氏名又は名称及び住所とすべき。 【同旨意見がその他1件】	御指摘のとおり修正します。
50	改正法施行規則 (充填回収業者の記録等)	充填回収業者の帳簿の記載事項に、「回収したフロン類を保管した容器の識別番号」を追加すべき。	再生・破壊証明書には再生・破壊業者が引き取ったフロン類の容器の識別番号が記載され、当該証明書は第一種充填回収業者に交付され、さらに第一種充填回収業者は第一種特定製品整備者等に回付するとともに、当該証明書の写しを保存することとしていることから、帳簿に記載しない場合であっても識別・照合が可能です。 また、資料1-3②のp.18に記載のとおり、再生証明書の交付単位等の運用の詳細については、運用の手引き等において明確化することとしています。
51	改正法施行規則 (充填回収業者の記録等)	フロン類の再生の促進のため、第一種フロン類充填回収業者の報告について、新規製造品、再生品、簡易再生品の別を記載することを求めるべき。また、新規製造品についてはガスメーカーの名称の記載を求めるべき。 【同旨意見がその他1件】	都道府県知事が第一種フロン類充填回収業者の業務について指導監督する観点からは必ずしも再生品を区分管理する必要はなく、また再生品を区分することによる第一種フロン類充填回収業者の事務負担も増大することから、法的義務として、再生品の区分管理、区分報告を求めることは適切ではないと考えられます。
52	改正法施行規則 (充填回収業者の記録等)	充填回収業者の充填量の記録や報告に関する立入を強化して欲しい。	改正法においては、第一種フロン類充填回収業者が法律上の義務を確実に履行することを確保するため、都道府県知事が、第一種フロン類充填回収業者に対して、必要に応じ、指導及び助言、勧告及び命令(従わない場合の罰則等)、立入検査、報告の徴収を行うこととしています。
53	改正法施行規則 (再生証明書)	再生証明書について、充填回収業者が管理者や整備者へ回付しても回収率の向上にはつながらないため、回付ではなく、充填回収業者による再生証明書の確認で良いとすべき。 【同旨の破壊業に関する意見がその他1件】	再生証明書及び破壊証明書は、第一種特定製品から回収されたフロン類について、自ら費用負担し、又は、回収の委託若しくは引渡しを行った者(第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者)が、フロン類が適正に再生又は破壊されたかについての確認を行うためのものであり、各主体に回付等される必要があります。なお、再生証明書及び破壊証明書の回付は、回収率を向上させるための仕組みではないため、本制度による回収率の向上は見込んでいません。
54	改正法施行規則 (破壊業者の記録等)	破壊証明書へのフロン類の種類に記載について、主要な冷媒の種類以外は「その他」とできるようにすべき。	破壊証明書は、第一種特定製品から回収されたフロン類について、自ら費用負担し、又は、回収の委託若しくは引渡しを行った者(第一種フロン類充填回収業者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品の整備の発注を行う第一種特定製品の管理者)が、フロン類が適正に破壊されたかについての確認を行うためのものです。 その確認が適切に行われるためには破壊証明書の記載事項については、冷媒番号別に記載することが妥当と考えています。



No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
55	改正法施行規則 (費用負担)	今回の法改正で再生がウェートを占めてくるため、回収されたフロン類の所有権が、いつどのように移転するのかを明確にすべき。	回収されたフロン類については各段階ごとに引渡義務があり、通常の契約では引き渡しの時点で所有権が移転すると想定していますが、改正法において定めるものではありません。取引を行う事業者間の民間契約において決定すべきものと考えます。
56	管理者の関係省令等 (管理者の解釈)	自動販売機について、製品補充や点検などの実施者が販売方式によって変わることを踏まえ、その鍵を所有し、機器の管理を行っている者を管理者とすべき。	改正法において管理者とは、フロン類使用製品の使用等(①使用すること、②整備者に整備させること、③廃棄等すること)について管理する責任を有する者を指します。具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
57	管理者の関係省令等 (管理者の解釈)	コンテナ物流で用いられる「リーファーコンテナ」について、港湾運送事業者が所有するものではないが、メンテナンス等を依頼され、メンテナンス業者にフロンの充填作業を依頼しているケースがある。この場合、港湾運送事業者はその管理者となり得るか。	改正法第2条第8項において、第一種特定製品の管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者」と定義しています。原則は当該機器の「所有者」が管理者に該当するものとなりますが、具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
58	管理者の関係省令等 (管理者の解釈)	建物賃貸借契約物件で建物所有者が該当設備を所有している場合、本来、賃貸人が改修や機器更新をすべき管理権限者になると考えられるが、今回の改正フロン法における管理者は該当設備の「所有者」が基本になるのか。 また、テナントなどで入店している場合に、機器の管理は入店しているテナントで行うことが多いが、機器更新をすべきは所有者のオーナーである。このような場合に、機器の使用者を「管理者」として報告・公表の対象にすることは適当でない。	改正法第2条第8項において、第一種特定製品の管理者とは「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する者」と定義しています。原則は当該機器の「所有者」が管理者に該当するものとなりますが、具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
59	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	事業者の負担の軽減のため、漏えい量の算定対象期間を、地球温暖化対策推進法の制度に合わせて、「暦年ごと」とすべき。	温対法における代替フロン等3ガスの報告対象機器と、改正法における算定漏えい量の報告対象機器は異なるものであり、それぞれ異なる値を集計する必要があるため、二重の作業にはならないと考えます。また、改正法は改正以前より、回収量や破壊量など全て年度で集計しており、今回新たに追加する算定漏えい量報告についても同様に年度で集計することが適当です。
60	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	今回の改正案では、一定量以上のフロン類の漏えいが生じた場合、全国合計量に加え、都道府県ごとの漏えい量、事業所ごとの漏えい量と、多様な形態での報告が事業者に求められている。報告対象は全国合計量のみとする等、事業者負担に配慮した制度設計とすべき。	管理者に対する指導・助言等の監督権限が都道府県知事にあることから、都道府県単位での報告を求めることとしており、また一定量以上の大規模な漏えいを行った事業所については個別に把握することで適切な管理を求めることが可能であることから1000トン-CO2以上の漏えいを生じた事業所について報告していただくこととしています。  なお、算定漏えい量の集計に係る事業者の負担を軽減するため、情報処理センターを通じた電子的な情報伝達を効率化する仕組みを導入します。
61	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	漏えい量報告の対象物質及び算定方法を明確に示してほしい。	算定漏えい量報告の集計等を行うために必要な様式等について、今後、環境省及び経済産業省において定め、公表する予定です。
62	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	漏えい量の算定式にある「～を除いて得た量に～」を「～減じて得た量に～」に修正すべき。	御意見を踏まえ、「除いて得た量」を「控除して得た量」に修正します。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
63	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	フロン類の再生の促進のため、漏えい量報告の際、充填したフロン類の新規製造品と再生品、簡易再生品の別に分けて行うことすべき。  【同旨意見がその他1件】	管理者によるフロン類算定漏えい量報告は、フロン類の漏えい量を直接把握することは困難であることから、フロン類の充填量及び整備時回収量からフロン類の漏えい量を算定し、報告させることを通じて、管理者の管理意識を高め、自主的な改善努力を促すことを目的としております。充填するフロン類が再生品である場合でも、フロン類の漏えいを生じさせていることには変わりなく、また再生品を区別することになると報告に要する事務負担も増大することから、算定漏えい量報告において再生品を区別することは適当ではないと考えられます。 一方、フロン類の再生は、①ユーザーの費用負担軽減を通じた回収率向上、②再生品利用による新規製造・輸入フロン類の削減、③破壊に比べて必要エネルギー量が少ないことによる、エネルギー起源温室効果ガスの排出抑制、④フッ素資源の有効活用、の観点から有効なものと考えられます。
64	管理者の関係省令等 (算定漏えい量報告)	情報処理センターの利用方法等について、早期に示してほしい。	情報処理センターについては、関係省令等の公布後、可能な限り速やかに、事業者からの申請により指定することを想定しており、情報処理業務の実施方法や利用料金に関する事項を含む業務規定の認可等の所要の手続きを経て、その活用方法等について周知を行います。
65	管理者の関係省令等 (管理者の解釈、算定漏えい量報告)	鉄道車両用冷房装置に係る漏えい量の確認については、通常入場している車両センターでは困難であるため、総合車両センター入場の装置検査時(概ね2~4年周期)とすべき。また、総合車両センター入場時に検査を行う者を管理者とすべき。	フロン類算定漏えい量の算定に当たっては、フロン類の充填を行った際に第一種フロン類充填回収業者から発行される充填証明書及び回収証明書から算定を行うことになるため、毎年の封入量等の計測は不要です。 また、管理者については改正法第2条第8項に定めるとおり、「フロン類使用製品の所有者その他フロン類使用製品の使用等を管理する責任を有する者」としており、当該責任を有する者に算定漏えい量報告等の責務が生じます。点検等の実務について外部事業者等に委託することは問題ありませんが、管理責任は委託元にあると考えられます。
66	管理者の判断の基準 (適切な配置、適切な使用環境の維持及び確保)	第一種特定製品の据付説明書又は取扱説明書に記載されている事項を遵守することを、管理者の判断基準として追加すべき。	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
67	管理者の判断の基準 (適切な配置、適切な使用環境の維持及び確保)	熱交換器などの機器を増設する冷凍空調機器の改造行為により、漏えい時に大気へ放出される量が増加するため、「当該第一種特定製品の改造をしないこと」を管理者の判断基準として追加すべき。	本法においては、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、冷凍空調機器の改造行為がそのものを規制することは、法律の目的を超えるため適当ではありません。他方、冷凍空調機器の改造行為が原因となり冷媒の漏えいを生じている場合には、管理者の判断基準に基づき、フロン類の漏えい箇所を特定し、当該漏えい箇所について修理することを求めることとしています。
68	管理者の判断の基準 (適切な配置、適切な使用環境の維持及び確保)	「①第一種指定製品の設置場所の周辺に当該製品の損傷の原因となる振動源が存在しないこと」とあるが、振動源とは何を指すのか、「②当該第一種特定製品の点検及び修理を行うために必要な空間を確保すること」とあるが、空間の広さはどの程度を確保すれば良いのか等、それぞれの項目について具体的な対策事例を示すべき。	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
69	管理者の判断の基準 (簡易定期点検)	自動販売機ではほぼ週に一度、簡易定期点検の内容とほぼ同様のことが行われているため、これが簡易定期点検として認められるべき。	簡易定期点検項目と同等の点検を、簡易定期点検項目と同等以上の頻度で行っている場合は、当該点検を簡易定期点検としてみなします。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
70	管理者の判断の基準 (簡易定期点検)	遠隔監視等により常時監視している機器については、簡易定期点検を実施しているものとすべき。 【同旨意見がその他4件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
71	管理者の判断の基準 (簡易定期点検)	簡易定期点検について、四半期毎に機器の外観状態が変化すると考え難く、検査頻度としては過剰である。また、漏れの確認をする際、多くはパッケージの分解を必要とするが、整備に関する知識が無い管理者が分解することは、安全面で懸念がある。	簡易定期点検は、製品からの異音、製品外観(配管含む)の損傷、腐食、錆び、油にじみ並びに熱交換器の霜付き等の冷媒として充填されているフロン類の漏えいの徴候の有無、冷蔵機器及び冷凍機器の庫内温度等を確認するもので、また、機器の分解等を伴うものは想定していないため、過剰な負担となるとは考えていません。
72	管理者の判断の基準 (簡易定期点検)	簡易定期点検について、機器の使用状況や設置環境等に合わせた適切なタイミングで実施できるようにすべき。 また、専門家による定期点検の対象となっている機器などメーカーの保証期間内である機器等、合理的な理由がある場合は、簡易定期点検を行うべき機器から除くべき。	簡易定期点検は季節変化により外気温等の環境変化などによる影響を確認する観点から四半期に一度以上としており、当該頻度の中で適宜適切なタイミングで実施していただくことを考えています。 なお、知見を有する者が行う定期点検では、外観検査に加えて、直接法又は間接法によりフロン類の漏えいの有無を発見することを主目的としていますが、簡易定期点検の内容を包括したより専門的な点検となっています。しかしながら、定期点検の対象機器について、簡易定期点検を行わないこととした場合、少なくとも1年の間、機器の外観等に関する検査が行われず、漏えいの予兆となる外観上の不具合や製品周辺環境の変化を捉えることができないため、定期点検対象機器であっても簡易定期点検を行うことは、漏えいを未然に防ぐために必要不可欠なものと考えています。
73	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検について機器毎の定格出力で限定されているが、電動機の小型化・分散化を防ぐため、小さい出力の機器を複数台設置した場合も対象とすべき。または、要件を下げて小型(例えば3kW以上)の機器を対象とすべき。導入数の多い小型機器を対象に含める必要性は高い。 【同旨意見がその他4件】	定期点検の対象機器の範囲については、漏えい発生時の環境影響及び点検に係る経済的負担を考慮し、我が国の第一種特定製品使用時のフロン類漏えいによる排出量の過半を占める機器が対象となるよう定めることとしています。これは指針3.(3)②に規定されるとおり、フロン類の充填量が多い機器及び使用時における漏えいのリスクが高い機器を対象とし、中小事業者に過度の負担とならないよう配慮しつつ定期的な点検の実施を求めるとされていることと整合的であり、適当な措置と考えます。 また、一般的には定期点検を行った方が、冷媒漏えいによる不足分の冷媒充填コストと電気代の増加分の軽減によるコストメリットが生じるため、御指摘のような状況にはならないと想定されます。
74	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検の対象について、インバーター機を念頭に、圧縮機に用いられる電動機の実際の出力が7.5kW相当以上となるものも位置づけるべき。	インバーター機であっても定格条件に基づき定格出力が表記されることから、御指摘のような点検義務の回避が生じることはないと考えます。
75	管理者の判断の基準 (定期点検)	輸送用冷凍冷蔵ユニットについて、サブエンジン式だけではなく直結式も定期点検の対象とすべき。	御意見を踏まえ、直結方式の輸送用冷凍冷蔵ユニットについては、動力源となるエンジンの圧縮機を駆動するための定格駆動動力が7.5kW以上の機器を定期点検の対象とすることとします。
76	管理者の判断の基準 (定期点検)	5年もしくは運転10,000時間毎にエンジン等の定期メンテナンスが行われているガスエンジンヒートポンプについて、事業者の負担軽減のため、定期点検の頻度をこれに準じたものとすべき。	冷凍冷蔵機器と空調機器とではそれぞれの使用時漏えい率が異なっていることを踏まえ、定期点検の頻度は1年に一回以上を基本としつつ、空調機器のうち7.5~50kW未満の機器については、一台当たりの使用時排出量が3年で7.5kW以上の冷凍冷蔵機器と同程度と見込まれることから、3年に一回以上の頻度で定期点検を行うこととしています。 製品の設置後の経過年数と故障の増加の因果関係については、それを定量的に示す指標がなく、また、製品の管理状況によって長期に使用したものであっても故障の頻度が低い可能性もあることから、経過年数に応じた点検頻度を定めることは困難であると考えます。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
77	管理者の判断の基準 (定期点検)	勸告命令の対象とならない管理者については、判断基準の遵守がどう担保されることになるのか、明確に示すべき。	改正法第16条に基づく第一種特定製品の管理者の判断の基準に関し、都道府県知事は同基準を勘案して、改正法第17条に基づき、第一種特定製品の使用等について必要な指導及び助言をすることができるかとされているところ、これは全ての第一種特定製品の管理者が対象となり得ます。
78	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に要する費用が確実に機器所有者に負担されるよう、国が標準費用を示すなどの施策を講ずべき。	定期点検に要する費用は、保守管理等に関する定期的な契約の有無、点検対象となる製品の数量・規模、点検を行う事業者によって異なるものであり、国において一律の水準を定めることは困難です。
79	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検の頻度について、一部の機器のみ「機器を設置した日から3年に一回以上とする。」となっているが、当該機器のみ機器を設置した日からとする理由はないので、「機器を設置した日から」を削除すべき。	御意見を踏まえ修正します。ただし、定期点検対象の機器は非常に多くの台数が利用されていることから、施行後3年目に点検が集中することが予想されるため、機器を設置した時期を勘案して、計画的に適切な時期に点検を実施することが推奨されます。
80	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者について、資格等毎に作業範囲を明示すべき。 【同旨意見がその他1件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
81	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者として例示されている冷媒フロン取扱技術者について、必要な人員確保のため、第1種と第2種の両方が認められるべき。	具体的な要件については運用の手引き等において示すこととしており、御意見については今後の参考とします。
82	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者について、「冷媒フロン類取扱資格者」以外の資格については、講習等を付加すべきという現在の内容は妥当と考える。	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
83	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者について、一定の資格を有する者は相応の知識を有しているため、講習の受講は不要とすべき。	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
84	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者として例示されている自動車電気装置整備士については、点検対象を自動車に限るべき。	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
85	管理者の判断の基準 (定期点検)	定期点検に関する十分な知見を有する者として、冷凍冷蔵空調機器の製造業者等が認定した者(サービスマン等)を含めるべき。 【同旨意見がその他5件】	具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
86	管理者の判断の基準 (整備の記録等)	自動販売機に関する実態を踏まえ、整備の記録の保管場所として、管理第一種特定製品を管理している者の事業所も追加すべき。	自動販売機のような事業所外に設置される機器については、当該機器の設置場所の都道府県知事からの要請に応じて整備記録を速やかに開示する場合には、管理者の事業所での保存を認めることとします。
87	管理者の判断の基準 (整備の記録等)	管理第一種特定製品を他者に売却する場合、記録又は写しを当該製品と併せて売却相手に必ず引き渡すこととすべき。	御意見を踏まえ「整備の記録」について、当該機器を他者に売却する際に、当該記録又はその写しを当該機器に合わせて売却相手に引き渡すこと」と修正します。

No.	意見区分	御意見等の概要	御意見等に対する考え方
88	管理者の判断の基準 (整備の記録等)	管理第一種特定製品の整備の記録の保管期間について、保管場所が限られており、また、直近の5年分の記録があれば管理状況も確認できると考えられるため、フロン類再生業者の帳簿等と同様に、直近の5年間とすべき。	点検記録簿は、過去に充填された冷媒が当該第一種特定製品に充填すべき種類かどうか、また、やむを得ず充填した場合に確実に漏えい箇所の修理が行われたのか、若しくは漏えい箇所の特定又は修理を行うことが著しく困難な場所であることが明らかであるかなど、適切な管理が行われていることを挙証し、都道府県知事による指導等を適切に行うため、当該機器を廃棄するまで保存していただく必要があります。 なお、点検記録の保存は、過去の修理等の履歴を保存することで、不具合等が生じた場合の漏えい等の箇所の確認が容易になり、管理者にとって利点のあるものと考えています。点検記録の保存方法は、電子的記録でもよいこととしており、必ずしも大量の紙で保存することを義務づけているものではなく、過剰な負担ではないと考えます。
89	管理者の判断の基準 (整備の記録等)	整備業者や点検業者が行う機器の整備の記録を機器廃棄まで保管することは、重要と考える。一方、「簡易点検」については、機器廃棄まで保管する必要はないと考える。	簡易点検に係る記録を含め、点検記録簿は、過去に充填された冷媒が当該第一種特定製品に充填すべき種類かどうか、また、やむを得ず充填した場合に確実に漏えい箇所の修理が行われたのか、若しくは漏えい箇所の特定又は修理を行うことが著しく困難な場所であることが明らかであるかなど、適切な管理が行われていることを挙証し、都道府県知事による指導等を適切に行うため、当該機器を廃棄するまで保存していただく必要があります。
90	管理者の判断の基準 (整備の記録等)	管理第一種特定製品の整備の記録をする際の書式について、早期に示してほしい。	管理者が任意で使用できる点検記録簿のひな形を公開する予定としています。
91	管理者の判断の基準 (漏えい時の措置)	フロン類の充填禁止の例外とされている「修理が困難な場合」は限定的なものとし、例示を明確に示すべき。また、漏えい防止措置を講ずることの可否を考える基準とされている「経済合理的な範囲」についても、更に明確にすべき。  【同旨意見がその他2件】	御意見を踏まえ、「フロン類の漏えい箇所の特定又は修理が困難な場所に漏えいが生じている場合」を「フロン類の漏えい箇所を特定し、又は修理を行うことが著しく困難な場所に当該フロン類の漏えいが生じている場合」と修正します。また、具体的な運用については、今後運用の手引き等の策定に当たって検討することとしているところ、御意見についてはその際の参考とします。
92	管理者の判断の基準 (漏えい時の措置)	熱交換器などの機器を増設する冷凍空調機器の改造行為により、漏えい時に大気へ放出される量が増加するため、「改造が認められた場合、原状復帰をすること」を管理者の判断基準として追加すべき。	本法においては、フロン類の大気中への排出を抑制することを目的としており、冷凍空調機器の改造行為そのものを規制することは、法律の目的を超えるため適当ではありません。他方、冷凍空調機器の改造行為が原因となり冷媒の漏えいを生じている場合には、管理者の判断基準に基づき、フロン類の漏えい箇所を特定し、当該漏えい箇所について修理することを求めることとしています。
93	管理者の判断の基準 (漏えい時の措置)	HFOはフルオロカーボンの一種で、IPCC等の国際機関の文書ではHFC-1234yfと記載されているものであり、判断の基準の対象外とする事はあり得ない。	改正法第2条第1項において、フロン類とは、「クロロフルオロカーボン及びハイドロクロロフルオロカーボンのうち特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律（昭和六十三年法律第五十三号）第二条第一項に規定する特定物質であるもの並びに地球温暖化対策の推進に関する法律第二条第三項第四号に掲げる物質をいう。」と定義しており、HFOは改正法で定義するフロン類以外となるため、HFOを使用した第一種特定製品（ただし、HFOとフロン類の混合冷媒を使用する場合を除く）については本判断の基準の適用外となります。
94	その他	事務作業の二重の負担を避けるため、都道府県等において、改正フロン法に関連した内容の情報提供を求める条例が制定されることのないようにすべき。	憲法第94条において「地方公共団体は、(中略)法律の範囲内で条例を制定することができる」ことが保障されており、また、地方自治法第14条においては、地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、地域における事務及びその他の事務で法律又はこれに基づく政令により処理することとされるものに関し、条例を制定することができることとされています。条例が、国が定める法律の範囲内であるかどうかは、条例ごとに、それぞれの趣旨、目的、内容及び効果を比較して判断する必要がありますが、法律の範囲内において条例を定める限りにおいては、適法であると解することができます。なお、可能な限り二重の作業負担等が生じないよう、都道府県との連携を深めます。